(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月15日

(熊本市長) 大西一史 殿

提出者

住 所 熊本市南区近見4丁目12番30号

氏 名 株式会社 南州土木

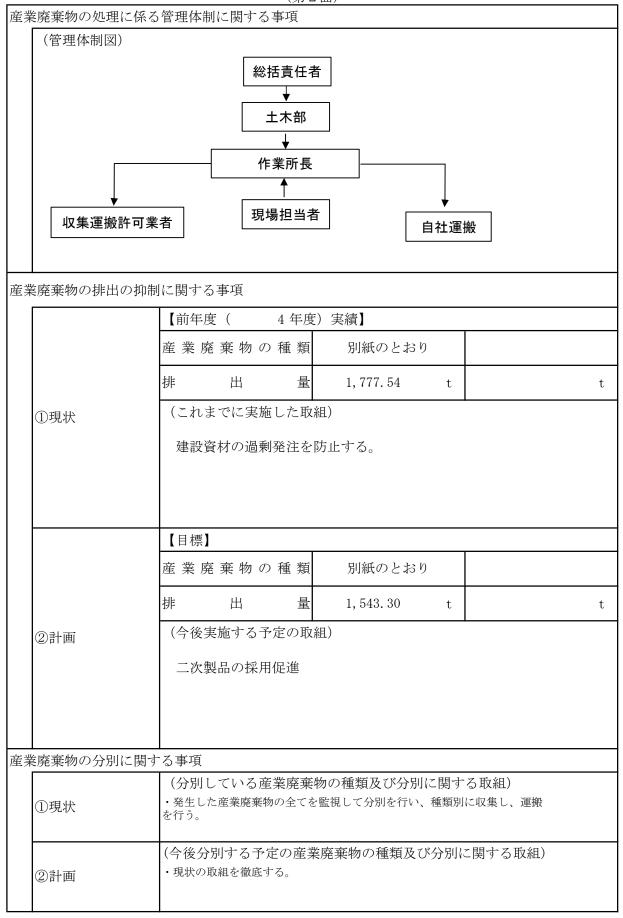
代表取締役 田代 龍一

電話番号 096-326-3888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その 処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事	業	場ℓ) 名	称		株式会社 南州土木						
	事	業場	りの	所右	主地		熊本市南区近見4丁目12番30号						
	計	迪	Î	期	間		令和5年4月1日~令和6年3月31日						
当該	事	業場は	こお	いて	現に	行っ	ている事業に関する事項						
	1	事	業	の	種	類	土木工事業 (062)						
	2	事	業	の	規	模	元請完成工事高 86,733万円						
	3	従	3	Ĕ	員	数	23人						
	4	産三	業の気	廃 棄	毛物の工	の: 程	建設工事 ①がれき類: 再生利用業者に再資源化処理を委託し、再生路盤材にリサイクル ②木くず: 再生利用業者に再資源化処理を委託し、チップにリサイクル ③混合物: 最終処分業者(安定型または管理型)に埋立処分を委託						

(日本産業規格 A列4番)



自身	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
		【前年度(4年度)	実績】	_						
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり							
		自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t						
	①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		•						
		・								
		【目標】								
		産業廃棄物の種類	 別紙のとおり							
		自ら再生利用を行う								
		産業廃棄物の量	t	t						
	②計画	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定は無い。								
自印	<u>┃</u> 5行う産業廃棄物の申	┃ □間処理に関する事項								
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	【前年度(4年度)実績】								
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり							
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t						
	①現状	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t						
		(これまでに実施した取組)		l						
		・実施していない。								
		【目標】								
		産業廃棄物の種類	 別紙のとおり							
		自ら熱回収を行う								
		産業廃棄物の量	t	t						
	②計画	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t						
		(今後実施する予定の取組)								
1										

	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
		【前年度(4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類 別紙のとおり									
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t								
	①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類 別紙のとおり									
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t								
	②計画	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定は無い。									
産業	 										
//,		【前年度(4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類 別紙のとおり									
		全 処 理 委 託 量 1,777.54 t	t								
		全 処 理 委 託 量 1,777.54 t 優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 25.17 t	t								
		優良認定処理業者への 25.17									
	①現状	 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理 委託量 1,752.37 t 認定熱回収業者への処理 委託量 	t								
	①現状	優良認定処理業者への 処理委託量 25.17 t 再生利用業者への 処理委託量 1,752.37 t 認定熱回収業者への	t								
	①現状	優良認定処理業者への 処理委託量 25.17 t 再生利用業者への 処理委託量 1,752.37 t 認定熱回収業者への 処理委託量 t 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への t	t t								
	①現状	 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理 委託量 認定熱回収業者への処理 委託量 認定熱回収業者への拠理 委託量 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理 委託量 	t t								
	①現状	 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理 委託量 認定熱回収業者への処理 委託量 認定熱回収業者への拠理 委託量 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理 委託量 	t t								
	①現状	 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理 委託量 認定熱回収業者への処理 委託量 認定熱回収業者への拠理 委託量 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理 委託量 	t t								

(第5面)

	1				- (/	17 0 1				
	【目標】									
	産	業 廃	棄 !	物の	種	類	別紙のとおり			
	全	処	理	委	託	量	1, 543. 30	t		t
		優良調処 3		処理 委		の 量	533. 30	t		t
		再生処 3			者へ 託		1, 010. 00	t		t
		認定類処			者へ 託			t		t
②計画		認定素熱回収	又を彳	又業者 〒うぎ 委	者以外 業者へ 託	の の 量		t		t
	(2	7後実	施す	る予	を定の	取組	1)			
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元 請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に 応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

(単位:トン)

						(単位:トン)					
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再 生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中 間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋 立処分又は海洋投入処 分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
I AND I WERE	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処 理により減量 する量	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
汚泥	500.0					500.0		500.0			
廃プラスチック	18.0					18.0	18.0	0.0			
紙くず	0.3					0.3	0.3	0.0			
木くず	15.0					15.0	15.0	0.0			
アスファルト・コンクリート	1,000.0					1,000.0	500.0	500.0			
がれき類	10.0					10.0		10.0			
合 計	1,543.3					1,543.3	533.3	1,010.0			